

個別会の報告書（案）

乙訓地域での「医療的ケア児」保育所入所の課題について

乙訓圏域障がい者自立支援協議会
「医療的ケア」委員会

1 はじめに

今年度、乙訓圏域のサービス提供事業所から乙訓圏域障がい者自立支援協議会事務局へ、『「医療的ケア児」が保育所を希望しても入所できず、保護者が退職を余儀なくされており、その状態が何年も続いていることから幼児が適切な保育環境がない』という問題提起がありました。この「医療的ケア児」の「保育所入所」の課題については、委員会の中でも過去から挙げられていました。今年度、具体的にケース事例が挙がってきたため、乙訓圏域障がい者自立支援協議会『「医療的ケア」委員会』設置要項の第5条②に基づいて、個別会を開催することとなりました。しかし、「個別会」の開催にあたっては、要項が平成23年6月1日制定されてから一度も開催されたことはなく、『「個別会」の進め方』を委員会で確認した上で開催することとなりました。

個別のケースから地域課題に迫るという形の協議は、今回が初めてとなります。

2 「個別会」での協議内容

「個別会」は都合3回実施しました。新型コロナウイルス感染防止のため、委員会からの委員の出席は制限し、オブザーバー参加を「向日市子育て支援課」「向日市健康推進課」「長岡京市子育て支援課」「長岡京市健康づくり推進課」「大山崎町福祉課児童福祉係」「大山崎町健康課」「京都府医療的ケア児等支援センター」と個別ケースに関わっている「相談支援専門員」「訪問看護ステーション」「児童発達支援事業所」に求めました。

全員が参加することは困難でしたが、以下の内容で進めました。

（1）第1回 個別会

- ・個別ケースの共有
- ・個別会の進め方についての確認

第1回では、ケースで関わっている相談支援専門員、児童発達支援事業所から現状報告があり、京都府医療的ケア児等支援センターへ保護者から相談があった内容についても報告され、ケースの共有がされました。

ケースの所轄課からの出席がなかったため、行政の委員から聞き取りをした内容について、わかる範囲で説明がありました。

その後の協議の中で、各々の立場から、保育所入所が進まない理由や看護師確保の問題などが出され、課題を整理し具体的に進めていくことが必要であると確認しました。

(2) 第2回 個別会

- ・ケースの共有（再度確認）
- ・課題の確認
- ・課題に対しての方策について

出席者が前回と異なるため、再度ケースの報告を行い、内容を共有しました。ケースの現状、課題についても確認し、出された質問については、ケース所轄課が欠席であったため、回答は次回に持ち越しとなりました。

確認された課題は、「看護師確保」「加配の保育士確保」「施設整備」の3点でした。この点については、平成30年度から令和2年度まで医療的ケア児保育支援モデル事業を受託されていた長岡京市子育て支援課から、直近5年間の医療的ケア児保育実績、今年度の長岡京市の状況、保育所入所担当部署ができることについてお話を伺いました。その後、各行政の事情なども聞きながら、どういった対応ができるかについて、協議しました。また、令和3年度からは、このモデル事業が事業化され、長岡京市だけでなく向日市でも事業が開始されていることがわかりました。

所轄課が欠席だったため、次回、出席できる日を設定し、協議を進めることとしました。

(3) 第3回 個別会

- ・第2回で出た意見の確認
- ・質疑応答
- ・課題の共有
- ・まとめ

初めて出席される方もあり、第2回で出た意見の確認をしたあと、質疑応答となりました。

「医療的ケア児」の受け入れ実績が過去にあったことから、2市1町の保育所の過去と現在の定員数、申請者数、待機児童数の変化について、会議で確認をしました。

現在の市町の保育所待機児童数については、国基準では、2市1町共に無しでした。入所を希望している保育所が1カ所のみであるなど、特定の保育所を希望しているために入所が難しい場合は、国基準の待機児童には含まれないため、潜在的な待機児童は存在します。個別会は、地域課題についての整理や課題への提案を考えていくことになるため、今回は、個別ケースに対する質疑応答は行いませんでした。

圏域の課題としては、保育所で安心・安全に過ごせる環境を整えるため、看護師・加配の保育士確保が挙げられました。

これまでの協議から、課題に対する意見についてのまとめをして終了しました。

3 「医療的ケア児」の保育所入所についての現状・課題・提案について

令和3年9月に「医療的ケア児支援法」が施行され、子どもや家族に対する国や自治体の支援は「責務」に位置付けられました。また、「家族の離職防止」も法律の目的の一つに掲げられ、全国各地の小学校や保育園では、受け入れに向けた整備が進められています。

(1) 現状

「医療的ケア」については、障がい福祉の分野だけではなく、子育て、保健、学童保育、教育、医療と課題が広い分野にわたっており、また、相互に連携し合うことでの課題解決が必要です。しかしここでは、障がい者自立支援協議会からの報告・提案であることを踏まえて、障がい福祉の各市町における福祉計画から現状を抜粋することとした。

課題解決のために、担当課にとどまらない重層的支援に向けて、障がい福祉担当課から声を挙げて進めていただければと思います。

「京都府」(第6期京都府障害福祉計画 第2期京都府障害児福祉計画)

・基本理念

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することができるよう、次の社会を目指します。(以下略)

・サービス基盤の整備に向けた基本計画における施策の方向性

保育所や認定こども園等、子ども・子育て支援事業における障害のある児童の利用ニーズについて、障害の有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、地域社会へのインクルージョンを推進します。

医療的ケア児が子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、看護師の配置や、たん吸引を行うことのできる保育士の養成などを推進します。

「向日市」(第6期向日市障がい福祉計画 第2期向日市障がい児福祉計画)

・計画の基本理念

障がいのある人もない人もいきいきと共に暮らせるぬくもりのあるまち

・障がい児支援の提供体制の整備等

これまで乙訓圏域では、医療的ケアを必要とする児童の支援について、行政や関係機関で連携を図り、協議を行ってきており、今後も圏域として、関係機関との連携を図っていきます。

・計画の推進

障がいのある人やその家族の生活を支えていくためには、保健・医療・福祉・教育・雇用など多様な分野の連携が不可欠であり、府内関係各課との連携体制の充実

を図ります。

様々な機会を通じて方向や周知を行うとともに、啓発活動を実施する団体を今後も支援し、計画の推進を図ります。

「長岡市」（第6次長岡市障がい者（児）福祉基本計画）

「誰もが共に自分らしく暮らす長岡市障がい者基本条例」平成30年4月施行

・計画の基本理念

誰もが共に自分らしく暮らす 住みたいまち 住みつけたいまち 長岡京

・乳幼児・妊婦健康診査事業、新生児訪問事業、育児支援家庭訪問事業

健康に係る早期発見、障がいの早期発見、育児上必要な助言、円滑な支援。

・発達支援保育実施事業

関係機関同士の連携強化を図り、より質の高い発達支援保育を実施します。

インクルーシブ保育の実施のため、子どもの発達過程に応じ、指導計画に基づく保育を適切に実施し、発達支援加配保育士を配置します。

・子ども・子育て支援事業計画との連携

障がいの有無にかかわらず、子どもたちが共に成長できるよう、長岡市子ども・子育て支援事業計画と調和を保ち、子育て支援施策との緊密な連携を図っていきます。

「大山崎町」（第6期大山崎町障がい福祉計画 第2期大山崎町障がい児福祉計画）

・テーマ

共につくる福祉のまちをめざして ささえあい、心やさしい、ふるさとを

（2）課題

医療的ケア児支援法の施行の下、家族支援も含めた形で小学校や保育所で受け入れに向けた整備が進められなければなりません。医療的ケア児の保育については、親が仕事を続けることができないという問題と共に、子ども集団での生活の機会がないことで、同年齢の子ども同士で交流する機会がなく、発達を促進するための環境が保障できないという問題も忘れてはなりません。子どもは等しく発達を保障される必要があります。

向日市では、現在、医療的ケア児の保育所入所は1件であり、医療的ケア児が安心・安全に過ごせる環境を整えるための課題は、看護師の確保、加配保育士の確保です。

長岡市では、モデル事業により、障がい福祉課、健康づくり推進課、子育て支援課との連携が強化され、早い段階からの保育所との調整がされています。が、やはり一番の課題が看護師の確保であり、そのためにしばらく待機していただかざるを得ない状況もあります。

大山崎町では、該当の子どもは現在いませんが、今後この問題に直面する可能性

があります。保育所の子どもたちの健康管理の業務にあたる看護師の確保についても難しい状況があります。

(3) 提案

乳幼児期の保育教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、医療的ケア児支援法において、医療的ケア児が医療的ケアを必要としない児童と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援が行われなければいけないとされています。

多くの幼児が集団生活を経験し始める3歳児以上の子どもに対しては、保育の必要性を鑑み、入所に向けて体制を整えていく必要があります。

個別会の中で出された課題については、次のように提案します。

① 医療的ケア児も含めた支援児の入所希望の早期把握

出生後にかかる保健師を中心に支援が必要であろう児の状況と保護者の保育ニーズを把握し、子育て支援課へその都度入所相談をしていく。

特に、医療的ケア児については、出生直後から、庁内子育て支援課へ情報を共有し、保育所入所のできるだけ早い時期から把握できるように努め、少なくとも1年前には入所相談に結び付け、医療的ケアの程度を把握する。

② 看護師確保について

- ・大規模都市などが行っている訪問看護委託事業等で体制が取れないか検討する。
- ・京都府看護協会ナースセンターへ看護師求人について相談する。
- ・知り合いを通して紹介してもらう。

医療的ケアの程度により日中の一定時間で対応できる場合、訪問看護ステーションとの契約や医療型発達支援事業所との契約を検討する。

また、喀痰吸引、経管栄養の医療的ケアに対しては、保育士が喀痰吸引等研修の3号研修を受講することで、特定の対象者への医療的ケアができるようになる。医療的ケアを担える人材を増やすため、乙訓圏域障がい者自立支援協議会で毎年研修を実施しているので、その研修を利用する。

③ 加配保育士の確保について

支援の必要な子どもたちに対する加配の保育士は、医療的ケアが必要な子どもたちに限らない。また、待機児童の問題については、保育士の確保も課題になっている。他市の取組に目を向け、潜在保育士の登録制度の導入など、課題に対する対応策の検討が必要である。

④ 安心安全に向けての施設整備について

医療的ケア児の受け入れにあたっては、保育所の安心・安全な施設整備が必要で

ある。施設のハード面の整備だけでなく、受け入れ先の医療的ケアに対する不安が軽減できるように、巡回相談事業の活用や、京都府医療的ケア児等支援センターからの研修の活用など、保育士や看護師に向けて医療的ケア児に関わる研修の機会を保育所に紹介していく。

⑤ 医療的ケアの周知について

周知活動については、今年度から当協議会「医療的ケア」委員会で取り組んでいる。今年度は、民生委員・児童委員の研修の場で当事者が重度心身障がい者の生活について講演した。2市1町の基本計画にも掲げられているように、行政からも周知していく場や方策について提案していく。

また、公立保育所に限らず、民間保育所へも受け入れに向けて周知理解を求めていく。

⑥ 培われたノウハウの継承について

医療的ケア児の保育所入所に関わっては、職員の異動があっても、それまでに培われたノウハウが引き継がれるようにする。

⑦ 国・府への要望

2市1町足並みをそろえて、あらゆる機会に財政面および人材の確保、また看護師配置の仕組みづくりを構築するよう要望していく。

本報告書は、個別の事例ケースを検討し、地域課題ととらえ、それぞれの立場から意見や要望を出し合い、「医療的ケア児支援法」で自治体の責務として調整が必要な保育所入所についてまとめたものです。

対象児の保育に必要な支援と体制づくりにかかる環境整備の中に「看護師配置」「医療的ケアができる保育士の確保・育成」も含まれます。「看護師が確保されれば問題は解決する」や、「看護師確保ができなければ一步も進めない」といった、単純な考え方にならないように注意が必要です。まずは、「受け入れるための体制・環境整備」が必要であり、その一つとして「看護師確保」と「保育士確保」が課題として存在しています。

また、「医療的ケア児」という「特別な子ども」に対する対応策ということではなく、「地域住民に対する子育て支援」の中で「医療的ケアというニーズを持った子どもとその家族」に対する「合理的配慮」として施策を検討していただきたいと思います。

保育所入所の相談を受け、入所待機となった場合は、「医療的ケア」を理由にすることなく、適切な説明を行うことで家族の理解を求める必要があります。

医療的ケアに関わる課題については、所轄課だけで解決できるものではなく、府内

の担当課が相互に連携し合い協力して重層的に取り組まれることを期待します。

また、保育所だけでなく幼稚園にも理解を求めていくことも必要であるなど、「医療的ケア」が必要な方の抱える課題は、保育所にとどまらず、ライフステージごとに課題の洗い出しをする必要があります。今後、行政と連携し、「医療的ケア」委員会でも協議を進めていきます。